

# 公的年金の逸失利益性

## I. 逸失利益

1. 「街頭相談会」で、次のような質問がありました。どう答えたら良かったのでしょうか？

〈質問の内容〉

・「年金受給中のお爺さんが、横断歩道を通行中に、信号無視の車にひかれ死亡した。遺族のお婆さんは、運転手に、生きていたらお爺さんが貰った年金を”損害賠償”として請求ができますか？」

〈答えの例〉

・「お爺さんが貰っていた年金の種類により異なります」  
(具体的には、…… ) となります。

2. 交通事故等の”不法行為”により死亡した場合、被害者(の遺族)は加害者に被害者が生きていたら得たであろう収入・所得を、”逸失利益”として損害賠償ができます。

〈参考〉

◇ 民法 第709条 (不法行為による損害賠償)  
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

◇ 自賠法 第3条 (自動車損害賠償責任)  
自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。  
ただし、……

- ◆ この場合、被害者に過失があると、”過失相殺”として相応額が減額される。
  - ◆ 他方、被害者の死亡により損害とともに、何らかの収入・利益も得る場合は、損害額から、得る利益額を控除して”損益相殺”の調整をし公平を図ることになる。
3. 年金受給者の年金収入は、今時点の労働の対価(稼働収入)ではありませんが、それでも”逸失利益”の対象になる、と考えてよいのでしょうか？
- ◆ (年金法の問題ではないので) 国民年金法、厚生年金保険法等に規定はありません。
  - ◆ 実務上は、最高裁の3つの判決により、判例法理として定着しています。

## II. 退職年金の逸失利益

1. 退職年金の逸失利益性に係る最高裁平成5年3月24日大法廷判決です。

2. 〈事実の概要〉

- (1) 地方公務員等共済組合法(地公共法)の退職年金を受給しながら塾経営の収入を得ていた(A)が、横断歩道を青信号に従い歩行中、信号無視の自動車に衝突され死亡し、妻(X)は、被害者(Y)に(A)平均余命までの「塾経営収入+退職年金額」を逸失利益として請求した。
- (2) これに対し(Y)は、将来までの遺族年金額を損害額から控除すべきである、と主張した。
- (3) 第一審及び高裁は、「塾経営収入+退職年金」を逸失利益と認定し、現実に受給した遺族年金のみを控除した

### 3. 本判決の要旨

- (1) 「退職年金の受給者が不法行為により死亡した場合、相続人は加害者に、受給者の平均余命までの退職年金の現在額を同人の損害として賠償請求ができる」
- (2) 「そして、遺族年金が受給できるときは、損益相殺的観点から、確定した遺族年金額を損害額から控除し、いまだ確定していない遺族年金の将来分は控除を要しない」とした。

### 4. 本判決の意義

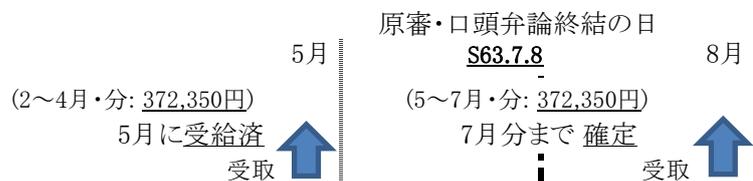
- (1) ”退職年金の逸失利益性” を明確に肯定した。  
損害賠償は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、これを加害者が賠償することにより、不法行為が無かった状態に回復させるのが目的である、ことによる。
- (2) 逸失利益は、”平均余命までの退職年金の現在額を遺族が相続する” とした。  
逸失利益は、現実が発生した損害・所得喪失であり、稼働による収入とは限らない、ことによる。
- (3) 控除は ”損益相殺的な調整” という考えによる、とした。  
退職年金及び遺族年金は、本人及び扶養する家族の生活維持が目的で両者は同質である、ことによる。
- (4) 控除の範囲は、”既に受給が確定した遺族年金” とし、従来の判決を変更した。  
確定した遺族年金は現実に受給したと同視できる程度確定だが、将来分は婚姻や死亡で受給権が消滅するので、そこまで確定ではない、ことによる。

### 5. 本判決の年金額等は、下記になっています。

	原審 (2審・高裁)	最高裁	
平均余命までの退職年金の現在額	10,355,671 円	10,355,671 円	
受給とする遺族年金額	3,211,151 円 (口頭弁論終結までの受給額)	3,583,501 円 (口頭弁論終結までの確定額)	(+372,350円)
過失相殺による減額 自賠法の保険金 弁護士費用 (加算)	} (4,982,376 円)	(4,982,376 円)	
損害賠償額	2,162,144 円	1,789,794 円	(-372,350円)

### 6. 年金額算出の根拠

当時の年金受給は、前3ヵ月分を2,5,8,11月の年4回受給になっていました。  
(偶数月年6回の受給は平成2年度からです)



### 7. 本判決の疑義と問題点

本判決については、次の疑義、問題指摘があります。

- (1) 逸失利益の概念は 所得喪失 と稼働能力喪失 のどちらが適切か
- (2) 損益相殺の調整が 遺族年金の既確定分 は、将来分との二重取りになる

★ 本例は、”地方公務員等共済組合法” なので ”退職年金” ですが、”国民年金法・厚生年金保険法” による給付にもそのまま適用される、と考えられています。  
又、事件発生・死亡が S61.1.13・旧法の期間なので、文言等の一部が旧になっています。

### Ⅲ. 障害年金の逸失利益

1. 障害年金の逸失利益性に係る最高裁平成11年10月22日第二小法廷判決です。

2. <事実の概要>

(1) 1級障害年金を受給中の夫が、平成4年7月16日入院先病院で胃瘻(いろう)造設術中のミスにより死亡したので、妻等の相続人が、医師・医院に損害賠償を請求した。  
相続人は、妻と子2人計3人。

(2) 平成4年7月に受給した障害年金額は 2,525,700円で、その内訳、算出式は下記。

- ・障害基礎年金 : 1,324,800円  
 $906,600 (725,300 \times 1.25) + 418,200 (子の加算: 209,100 \times 2)$
- ・障害厚生年金 : 1,200,900円  
基本額  $(991,800 = 報比 \times 1.25) + 配偶者加給 (209,100)$

(3) 平成4年8月以降に受給する遺族年金額は 1,738,600円で、内訳、算出式は下記。

- ・遺族基礎年金 : 1,143,500円  $(725,300 + 418,200)$
- ・遺族厚生年金 : 595,100円  $(報比 \times (3/4) = (991,800 / 1.25) \times (3/4))$

3. 原審の判断

原審は、障害年金の基本額及び子の加算・配偶者加給年金(加給分)を含めて逸失利益として認めた。その理由は下記。

- (1) 障害基礎年金も障害厚生年金も、損失補償・生活保障の目的は同一で、死亡による逸失利益として相続人は加害者に損害賠償請求ができる。
- (2) (A)は死亡当時、日常生活のほとんどに介助が必要の状態にあったが、同年齢平均的男子に比べ特に短命とは認められず、平均余命まで障害年金受給の蓋然性が高い。
- (3) 子の加算は18歳後の3月まで、妻の加給年金は65歳まで支給されるので、逸失利益に含まれる。

4. 本判決の要旨

- (1) 障害基礎年金及び障害厚生年金の基本部分は、逸失利益性が認められる。理由は下記。
  - ・障害基礎年金も障害厚生年金も、保険料を拠出している者が所定の障害等級に該当する障害状態になったときに支給されるものである。
  - ・本件の被害者(A)は、同年齢の平均的男性より特に短命とは認められず、平均余命まで障害年金を受給できた蓋然性が高い。
- (2) 子及び妻の加給分については、年金としての逸失利益性を認めない。その理由は下記。
  - ・加給分は、受給権者によって生計維持されている者がある場合、その生活保障のための加算で、保険料とのけん連性がなく、社会保障的性格が強い給付である。
  - ・子の加算は子の婚姻や養子縁組により、配偶者の加給は離婚で終了する等、本人の意思で終了することがあり、基本部分に比べ存続の確実性が薄い。  
(★ 加給年金も逸失利益に含めていた原審を否定・変更した)
- (3) 遺族年金の控除の範囲は、支給が確定した遺族年金額を限度とする

(本判決は、新・年金法(S61.4.1以降)を対象とした初の最高裁判決です)

## 5. 本判決の年金額 等

(1) 受給していた障害年金の額、及び 遺族年金の額 : 前記 2. 参照

(2) 支給を受けることが確定した 遺族年金額 : 7,141,713 円

平成 4 年 8 月分 ~ 平成 8 年 8 月分 (原審 口頭弁論終結の日の属する月) まで

(3) (A) の逸失利益 の 年額 : 1,898,400 円

障害年金額 : 2,525,700 - 子・妻の加算部分 (418,200 + 209,100) = 1,898,400 円

(A) の生活費・介助費 等 : (1,664,520 円)

年 額 233,880 円 × 18.4214 (新ホフマン係数) = 4,308,397 円

(4) 判決 の 金額

〈妻〉		〈子・1人分〉	
・慰謝料 (1/2)	5,000,000 円	・慰謝料 (1/4)	2,500,000 円
・他の損害	9,140,000 円	・他の損害	3,000,000 円
・逸失利益	2,154,198 円 (1/2)	・逸失利益	1,077,099 円 (1/4)
小 計	16,294,198 円	計	<u>6,577,099 円</u>
(逸失利益分)	- 2,154,198 円		
計	<u>14,140,000 円</u>		

◆ 妻は、遺族年金として 7,141,713 円 (円) が受給確定 (前記 5.(2)) しており、この金額と逸失利益の関係は、確定の遺族年金・7,141,713 円 > 逸失利益・2,154,198 円 なので、逸失利益相当分を 損益通算的調整で控除し、結果 14,140,000 円 を受領する。

◆ 2 人の子は 1 人分、遺族年金を受給できないので 6,577,099 円 を受給する。

## IV. 遺族年金 の 逸失利益

1. 遺族年金の逸失利益性 に関する 最高裁平成12年11月14日 第三小法廷判決 です。

2. 〈事実の概要〉

◆ 夫の死亡により、遺族厚生年金と市議会議員共済の給付金 (以下「遺族年金」) を受給していた 妻(A) が交通事故で死亡し、相続人・遺族 (X) が損害賠償等を請求した。

3. 原審の判断

◆ 第一審 は遺族年金の逸失利益性を肯定、高裁 は 否定 した

4. 本判決の要旨

◆ 下記理由により、遺族年金は 逸失利益に当たらない とした

- (1) 「遺族年金は、・・・ その受給権者が被保険者又は被保険者であった者の死亡当時その者 によって生計を維持していた者に限られており、妻以外の受給権者については一定の年齢や障害の状況にあることなどが必要とされていること、受給権者の婚姻、養子縁組といった一般的に生活状況の変更を生ずることが予想されていること、などからすると、これは、専ら受給権者自身の生計の維持を目的とした給付と言う性格を有するものと解される」。
- (2) 「受給権者自身が保険料を拠出しておらず、給付と保険料とのけん連が間接的であることからして、社会保障的性格の強い給付」である。
- (3) 遺族厚生年金の存続の確実性は、「受給権者の婚姻、養子縁組など本人の意思により決定し得る事由により受給権が消滅するとされていて、その存続が必ずしも確実のものということもできない」